

その他のプレジャーボートの利用範囲については規則に定める。

## 2 プレジャーボート登録制度

琵琶湖においてレジャー活動を行うプレジャーボートを所有するものは、規則に定める項目を県に登録しなければならない。その際、出艇場所となるマリーナ施設に登録し、規則に定める登録票を船体の見えやすい場所に掲示する。

## 3 マリーナ事業者による出艇管理

マリーナ事業者は、登録されたプレジャーボートの出艇に際して、規則に定める項目に対して操船者に記入させるとともに、琵琶湖のプレジャーボート航行に係る規制に関して周知しなければならない。

## 4. マリーナ以外からの出艇禁止

琵琶湖においてレジャー活動を行うプレジャーボートはマリーナ施設以外の湖岸からの出艇を禁止する。

## 5 プレジャーボートの航行を許可する水域

(1) 知事は、審議会においてその影響が軽微と判断された水域においてプレジャーボートの航行許可する水域（以下「航行許可水域」という。）として指定することができる。住居が集合している地域、病院または学校の存する地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域に隣接し、または鳥類や在来の水生生物などの野生生物への影響を防止する必要があると認める水域のプレジャーボートの航行を禁止する。

(2) 知事は、航行許可水域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村の長および滋賀県琵琶湖レジャー審議会の意見を聴かなければならない。

(3) 知事は、航行許可水域を指定するときは、その旨および区域を告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

(4) 航行許可水域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(5) 前3項の規定は、航行許可水域の変更または廃止について準用する。

## 6. 停止命令

知事は、第8条5項の規定に違反して、航行許可水域外においてプレジャーボートを航行させている操船者に対して、当該違反行為の停止を命ずることができる。

「河川法 第六条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂状況その他の状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域」

## 第9条 航行許可区域の設定

プレジャーボートの操船者は、航行許可水域以外でプレジャーボートを航行させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次に該当する移動のために航行する場合であって、当該移動に当たり最短となる経路をできる限り指定された速度以下で、騒音を減ずるための措置を講じて航行するとき

航行許可水域外に接するマリーナ施設等定められた出艇施設と当該航行許可水域または当該航行許可水域内の停留（機関を停止して行う停留に限る。以下この号において「停留」という。）をする場所との間の移動

(2) 水難その他の非常の事態の発生に際し必要な措置を講ずる場合

(3) 国または地方公共団体の業務を行うためプレジャーボートを航行させる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上の必要その他やむを得ない事由があるものとして規則で定める場合

## 第10条 （2サイクルの原動機の使用禁止）

プレジャーボートの操船者は、2サイクルの原動機機関として備えるプレジャーボートを琵琶湖において航行させてはならない。ただし、条例施行時点で登録されていた2サイクルの原動

機付きプレジャーボートの航行猶予期間を設ける。

第11条 (プレジャーボートの操船者の守るべき事項)

- 1 プレジャーボートの操船者は、消音器の除去、消音器の騒音低減機構の除去、その他の騒音を防止する機能に改造を加えたプレジャーボートを琵琶湖において航行させてはならない。
- 2 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖岸付近においてプレジャーボートを航行させるときは、当該プレジャーボートの航行により発生する騒音によって他のレジャー利用者その他の者に著しく迷惑を及ぼすことがないように、速力を減ずる等必要な措置を講じなければならない。
- 3 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖岸においてプレジャーボートの機関の回転数をみだりに増加させ著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるような騒音を生じさせてはならない。
- 4 プレジャーボートの操船者は、プレジャーボートの給油または工作物への衝突その他の事故に伴う琵琶湖への燃料の流出を防止するため、適切な方法による給油の実施、安全な航行その他必要な措置を講ずるようにしなければならない。
- 5 プレジャーボートの操船者はマリーナ等定められた施設から出艇しなければならない。砂浜等の自然湖岸からの出艇はしてはならない。
- 6 その他、滋賀県水上安全条例に規定された規則を遵守しなければならない。

第12条 (釣りに関する規制)

1 外来魚の再放流、密放流の禁止

琵琶湖においてレジャー活動として魚類を採捕する者は、ブルーギル、オオクチバスその他の規則で定める魚類を採捕したときには、これを琵琶湖あるいは他の水域に放流してはならない。また、琵琶湖以外から移入してはならない。

2 プラスチック・ワームの使用禁止

琵琶湖においてレジャー活動として魚類を採捕する者は、プラスチック・ワーム(ソフトルアー)はこれを使用してはならない。

その他の釣り用具についてもできる限り循環型資源を原材料にした環境配慮製品を用いる。

3 釣り用具等の放置の禁止

琵琶湖において釣りをを行う者は、釣り具、餌(えさ)、魚類の死体その他の浮遊物又は沈殿物を琵琶湖および水辺に放置してはならない。また、使用不能になった釣り用具を発見したときは回収に努めなければならない。

4 釣り禁止区域

琵琶湖およびその流域において釣りをを行う者は、漁業施設の近くおよび鳥類や在来の水生生物など野生生物への影響がある場所など規則で指定する水域で釣りをおこなってはならない。

第13条 (自然湖岸への車両の進入禁止)

レジャー活動における自然湖岸への車両の進入を禁止する。

第14条 (琵琶湖レンジャーの任命とレジャー監視官の設置)

知事は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷を低減し安全の確保を図るために必要な監視および指導を行わせるため琵琶湖レンジャーを任命し、琵琶湖レジャー監視官(警察専任担当官)を置くものとする。

第15条 (レジャー環境負荷の調査研究)

県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷を低減するための施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うとともに、その成果を公表するものとする。

調査研究の結果、将来にわたる水質・底質、生態系への影響が懸念されることが判明した場合は、管理者の責任において即座に予防的措置をとることとする。

第16条 (環境配慮型レジャー施設の整備)

関係事業者およびレジャー利用者は、受益者負担の原則に則り、琵琶湖における環境への負荷の少ないレジャー活動の推進を図るための施設その他の琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るために必要な施設を整備するものとする。また、県はその整備にあたって環境アセスメントをおこない必要な指導および指示を行うこととする。また、環境アセスメントの結果、水環境の保全上、不適と判断された施設については設置を禁止する。

#### 第17条（環境配慮製品の開発等）

- 1 琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品の製造を行う事業者は、当該製品が水質・底質の保全、騒音の防止、その他環境の保全に配慮した製品（以下「環境配慮製品」という。）の、開発および製造を行う。
- 2 琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品の販売を行う事業者は、その販売を行うに当たっては、環境配慮製品に関する情報の提供その他、環境配慮製品の普及のための必要な措置を講ずるようにしなければならない。

#### 第18条（環境配慮製品の使用の促進）

- 1 県は、レジャー利用者による環境配慮製品の使用を促進するため、環境配慮製品の開発、製造および販売の状況等に関し必要な調査を行い、環境配慮製品に関する情報および琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品に係る環境への負荷に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、第17条1項、または2項に規定する事業者に対し、環境配慮製品の開発、製造、販売等の状況に関し報告を求めることができる。琵琶湖での使用が不適切と判断できる製品に対して、琵琶湖での使用を禁止し、製造メーカーに県内での販売停止、回収を命じることができる。

#### 第19条（広報、啓発、講習会等）

県は、レジャー利用者および関係事業者に対し、本条例および関係法令、条例等についての理解を深めるため、広報、啓発、講習会等の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第20条（関係事業者の環境配慮型レジャー業態への移行の促進）

県は、レジャー事業者に対して環境配慮型レジャー業態への移行を促進する。

#### 第21条（県民等の活動の促進）

県は、県民、レジャー利用者、関係事業者またはこれらの者が組織する団体が行う琵琶湖における環境への負荷の少ないレジャー活動の推進のための活動その他琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るための活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

#### 第22条（滋賀県琵琶湖レジャー審議会の設置）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県琵琶湖レジャー審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、第8条、第10条、第12条に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減と安全の確保、将来にわたる水質・底質、生態系への影響への予防的措置に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、今後新しくできる琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減と安全の確保に、将来にわたる水質・底質、生態系への影響に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

#### 第23条（審議会の組織等）

- 1 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、県民から公募した者その他知事が適当と認める学識経験者、NGO、NPO、住民、事業者のうちから知事が任命する。ただし、委員の半数以上は県民公募委員でなければならない。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第24条 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第25条 罰則

- 1 本条例に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処す。  
ただし、罰金の支払いができない場合は、琵琶湖での船舶使用の1年間登録抹消、または、湖岸の清掃活動へ参加することのいずれかを義務づける。
2. 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、本条例の罰金刑を科し、1年間の営業停止処分とする。

## 施行期日

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は平成17年3月31日から施行する。
2. 滋賀県琵琶湖レジャー審議会は、平成14年12月に設置する。
3. 平成15年5月に第8条の航行許可水域の指定を行い、指定水域について周知するための一定の期間を経た後、平成15年7月から航行規制を実施する。

## 規則等にさだめる必要のある項目

- ・ (2条10) の駆除の対象となる外来魚  
漁業規則に指定された16種を除く、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルおよびその他の移入種を指定します。
- ・ (8条2) プレジャーボート利用の範囲 (8条の5) プレジャーボートの航行を許可する水域、排気量、出力、使用目的ごとでのきめ細かい規制および許可を検討する。
- ・ (8条7) マリーナ等の施設  
合法的な施設のみを登録施設とし、違法な施設は排除できる内容にします。
- ・ 罰金の用途は罰金が直接的に環境の改善や回復に使われるような仕組みを考える。

## その他の問題について 琵琶湖を守るためレジャーに関して設置および改正を必要とする条例

- ・ その他プレジャーボートの安全航行の制限  
滋賀県琵琶湖等水上安全条例 + ?
- ・ 自然湖岸、港湾施設への車両侵入行為  
自然公園条例、都市公園条例、滋賀県自然環境保全条例 + ? 港湾法の厳格適用
- ・ ごみ・花火・バーベキュー  
ゴミ散乱防止条例、自然公園条例、都市公園条例 + ?
- ・ よし帯の保護  
よし条例 + ?
- ・ 写真撮影
- ・ 鳥類、魚類、生態系の保全等の問題についても関係条例の規制とともに、啓発を進めます。